

若桜町ソーシャルネットワーキングサービス運用ガイドライン

平成27年 3月 1日策定

1. このガイドラインについて

このガイドラインは、若桜町がソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）を町民等への情報提供媒体として運用するための基本的なルールについて、必要な事項を定めるものである。

2. 運用について

- (1) SNS の運用主体は若桜町とし、総括管理は総務課とする。
- (2) SNS を利用した情報発信（以下「情報発信」という。）は、各課・室・局・次（以下「各所属」という。）長の責任により若桜町公式ホームページ運営委員（以下「委員」という。）が行う。
- (3) 情報発信について、総務課長はあらかじめ次の点を明確にした利用方針を作成して各所属内で共有するとともに、当該利用方針に沿った運用を行わなければならない。
 - ・利用する SNS の種類
 - ・情報発信の目的
 - ・情報発信の対象者
 - ・情報発信の内容
 - ・SNS の利用方法（投稿者、意見や質問への対応方法など）

3. 情報発信について

- (1) 発信できる情報は、次に掲げる事項とする。
 - ・広報誌その他若桜町が発行する印刷物又は若桜町公式ホームページに掲載した情報
 - ・若桜町内で開催されるイベント、行事、会議等の案内及び PR 情報
 - ・若桜町が行う事業、制度、試験等の紹介及び告知情報
 - ・若桜町の特色や特産品、新商品の紹介及び PR 情報
 - ・若桜町の防災に関する情報
 - ・その他町長が適当と認める情報
- (2) 発信してはならない情報は、次に掲げる事項とする。
 - ・誹謗中傷や不敬な言い方を含む情報
 - ・人種、思想、信条等の差別、又は差別を助長させる情報
 - ・違法行為を助長させる情報
 - ・個人情報や若桜町及び他者の権利を侵害させる情報
 - ・単なる噂や噂を助長させる情報
 - ・その他公序良俗に反する情報

- (3) 情報発信を行う際は公式アカウントを用いることが望ましいが、やむを得ず個人のアカウントを利用する場合は、勤務時間中の利用について町民等から疑念等を抱かれないように留意しなければならない。
- (4) 閲覧者から意見や質問等の投稿があった場合、原則それに対する回答は行わない。ただし、書き込まれた内容に関する担当所属において回答することが適当と判断した場合、各所属長の責任により委員が回答を行わなければならない。

4. 情報発信する際の留意事項について

- (1) 若桜町職員としての自覚と責任を持ち、情報発信を行わなければならない。
- (2) 地方公務員法を始めとする関係法令及び職員の服務に関する規程等を遵守しなければならない。
- (3) 他の利用者の権利を侵害してはならず、著作権、個人情報保護等関連する法令を遵守しなければならない。
- (4) 内容について誤解を招かないよう、正確な情報を発信するよう努めなければならない。